防人給第６４８１号
２７．４．１０
防人給第４６８５号
３０．３．２７
一部改正　防人給第６３３１号
令和４年３月３１日
一部改正　防人給第７７９４号
令和６年３月２９日

陸 上 幕 僚 長　殿

人事教育局長
（公印省略）

陸上自衛隊の特殊作戦隊員の指定等について（通知）

標記について、下記のとおり定められ、平成２７年４月１日から実施することとされたので通知する。

なお、特殊作戦隊員の指定等について（人厚第２９４４号。１６．３．２９）は、廃止する。

記

１　陸上自衛隊の隊員の特殊作戦隊員手当に関する訓令（平成１６年陸上自衛隊訓令第２２号。以下「訓令」という。）第２条第１項第１号に規定する別に指定する特殊作戦業務の課程は陸上自衛隊の教育訓練実施に関する達（昭和４０年陸上自衛隊達第１１０－１号）に定める特殊戦課程とし、

同項第２号に規定する別に指定する水陸両用の課程は陸上自衛隊の訓練課程における水陸両用の課程とし、同号に規定する別に指定する洋上潜入の課程は陸上自衛隊の訓練課程における洋上潜入の課程とし、同項第５号に規定する別に指定する洋上活動の課程は陸上自衛隊の訓練課程における洋上活動の課程とする。

２　訓令第２条第１項各号に規定する別に指定する者は、次の各号に掲げる特殊作戦隊員の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

⑴　訓令第２条第１項第１号に規定する別に指定する者　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和２７年政令第３６８号）第１１条の３第５項第２号に規定する特殊作戦業務に関する技能を必要とする職務に従事する者（心身の故障、適性の不足その他の理由により特殊作戦隊員として勤務することが困難な者として陸上幕僚長又はその委任を受ける者が指定する者以外の者（以下「適合者」という。）に限る。）

⑵　訓令第２条第１項第２号に規定する別に指定する者　次に掲げる者（適合者に限る。）

ア　水陸機動団の水陸機動連隊の本部管理中隊の情報小隊又は狙撃班に所属する者

イ　水陸機動団の水陸機動連隊の普通科中隊の小銃小隊（Ｂ）又は狙撃班に所属する者

ウ　水陸機動団の特科大隊の火力誘導中隊の火力誘導小隊の火力誘導班（Ａ）に所属する者

エ　水陸機動団の偵察中隊の偵察小隊に所属する者

オ　水陸機動団の水陸機動教育隊の第１教育科の科長、教官又は助教

⑶　訓令第２条第１項第３号に規定する別に指定する者　適合者

⑷　訓令第２条第１項第４号に規定する別に指定する者　次に掲げる者（適合者に限る。）

ア　水陸機動団の水陸機動連隊に所属する者（第２号ア及びイに掲げる者を除く。）

イ　水陸機動団の特科大隊の火力誘導中隊に所属する者（第２号ウに掲げる者を除く。）

ウ　水陸機動団の施設中隊の水際障害処理小隊に所属する者

エ　水陸機動団の後方支援大隊の整備中隊（Ｂ）の水陸機動直接支援小隊に所属する者

⑸　訓令第２条第１項第５号に規定する別に指定する者　水陸機動団に所属する者（第２号及び前号に規定する者を除き、適合者に限る。）

⑹　訓令第２条第１項第６号に規定する別に指定する者　特技職明細書に関する達（昭和５８年陸上自衛隊達第５０－２号）に定められたレンジャーの特技及び狙撃の特技のいずれも保有する者

⑺　訓令第２条第１項第７号に規定する別に指定する者　特技職明細書に関する達に定められた狙撃の特技を保有する者

３　訓令第２条第１項第６号及び第７号に規定する別に指定する部隊は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める陸上自衛隊の部隊とする。

⑴　訓令第２条第１項第６号に規定する別に指定する部隊　即応機動連隊、普通科連隊及び普通科教導連隊の本部管理中隊狙撃班、警備隊の本部中隊狙撃班並びに中央即応連隊の普通科中隊狙撃班

⑵　訓令第２条第１項第７号に規定する別に指定する部隊　前号に掲げる部隊並びに普通科連隊、警備隊及び普通科教導連隊の普通科中隊狙撃班